

海神宮訪問神話と神今食の祭儀

工藤浩

日本文学の研究の中でも、上代文学の場合は学問的越境が日常的な分野だと言うことができる。対象となる作品が記・紀、風土記、万葉集などごく限られていて、同じテキストを対象に文学のみならず歴史・宗教・政治などの研究が、何れも隣接諸学の成果を援用することなしにはなし得ないためである。そのような状況は、『古事記』『日本書紀』が、新編日本古典文学全集・新訂増補國史大系・神道大系の何れにも収められているという事実に象徴的に表れている。

本稿では海神宮訪問神話と神今食を取り上げて、日本文学の立場から古代史学・神道学などの分野に越境しながら、神話と祭儀の関係について考えてみたい。

『古事記』上巻、『日本書紀』巻第二に記載される海神宮訪問神話と、月次祭の一環として行われる神今食の祭儀との関連性については、既に日本文学・日本史学の立場から指摘がある。まず、

両説の概要を見ておきたい。

次田真幸は、『日本書紀』の当該神話後半の、口を疾んだ「赤女」「口女」がおり、「口女」の口から失われた釣鉤が見出される神代下第十段一書第二の所伝に注目する。他の所伝で鉤は、『古事記』は「赤鯽」、『日本書紀』同段本文・一書第一が「赤女」、一書第三は「鯛女」と表記している鯛の咽喉から発見されている。口女とは、「鯛いな」即ちボラのことであるが、神代紀同段の一書第四も、同じく海神が「赤女・口女」に問い、後者の口から鉤が現れることになつてはいる。一書第二は、後日談として、

口女、從レ今以往、不レ得吞餌。又不レ得預三天孫之饌。即以三口女魚、所レ以不レ進御者、此其縁也。

と書かれていて、海神宮訪問神話が天孫に鯛を献上しない起源が示されている点に顕著な特徴がある。『延喜式』巻三十九「内膳司」六月神今食料の条を見ると、天皇に対する献饌の中に「干鯛六隻」「甘塩鯛四隻」のように鯛の加工品はあるが、鯛は加えられていない点と符合している。更に『延喜式』巻二十四「主計式

上」にも、各国の貢納する調として、筑前・肥後國「鯛腊」、参河國「鯛脯」「鯛楚割」の如く鯛の加工品はあつても、鱈は皆無である。いっぽう、当該神話でヒコホホデミに玉を授けた海神を祖とする安曇氏は、周知のように内膳司として大嘗祭に参画しているが、神今食に奉仕したことが『儀式』巻第一、「本朝月令」所引の太政官符からわかる。当該一書の「口女」に係る記述も、安曇氏の所伝から出たものであることは明らかとする。^①

岡田精司は、『古事記』の当該神話前半に書かれた、ホヤリノミコトがトヨタマヒメの從婢トヨメに見せた水を口に含んで玉飾りと共に吐き出す行為を問題とする。「①井泉のほとりで行われ、②呪物を水とともに口に含み、③水と一緒に吐き出す。」という行為は、『日本書紀』には記載がないが、『古事記』にはウケヒ条の天真名井でのアマテラスとスサノヲのそれとも共通しており、何らかの儀礼の反映と見られる。海神宮訪問神話には、ウケヒ条と同じく王位継承儀礼の要素が見られないことから、安曇氏の奉仕する毎年の新嘗祭・神今食で天皇が行う「吐水儀礼」の起源譚と見る。更に、『江家次第』巻第十五踐祚大嘗會の条の、采女たちが手水の用意をする際の、

八姫之中二人相分共昇海老鱈槽、置御前短帖已上、一姫留候、一姫歸取楊枝筥授留姫、姫取之置槽南邊

という記述に着目する。「海老鱈槽」は「海老鱈槽」の誤写と見られ、ホヤリの手にした玉器と対応し、その傍らの「楊枝筥」は、天皇が悠紀殿・主基殿に各二箇所掘られた井戸で口をすすいだことを明白に示すと指摘する。更に、律令以前から行われていた新

嘗・神今食でも、宮殿内の井戸で「吐水儀礼」が実施されていたことを想定している。^③

前者は日本文学、後者は日本史学の異なった立場から論じられていて、着眼点と論拠も異なっているが、海神宮訪問神話を神今食の起源神話と捉える結論は一致している。

二

海神宮訪問神話の含まれる海幸・山幸神話は、多くの話型の複合によってなされたと言われる。海神宮訪問の条も、失われた釣針型・異界訪問・異類婚など複数のモチーフを構成要素に持つ。海神宮で釣鉤を取り戻し、海幸が服従を誓う件、トヨタマヒメとの婚姻にも、随所に安曇氏の天孫に対する功績が強調されており、神話形成に同氏が深く関わったことが窺い知られる。当該神話によって、安曇氏の王権に対する服属が示されるのであるが、^④記・紀各々の文脈の中では、山幸が海神宮で出会った海神の女との婚姻により、アマテラス直系の血統に、海神の靈威が取り入れられたことを意味しているのである。^⑤

神今食は、カムイマケ、カミアゲ、カムイマスケ・カムイマスケ^⑧などと訓まれ、語義は「稲を粉のまま貯へ置きたるを今磨^{イマスリ}として御食とする故」^⑨、「新規な奉り物(すけ)新規なおあがりもの(すき)^⑩」などと説明されている。天皇が神嘉殿に出御し、御浴の後、坂枕・御寝具を供えた室内で、亥の刻の夕神饌供進儀・丑の刻の暁神饌供進儀を行うという次第は新嘗祭とほぼ同じだが、供される米が新米ではない点^⑪が異なっている。祭儀の中心は二度の神饌

供献にあると考えられる。『令義解』の「即如庶人宅神祭也」を嚆矢として、本義は天皇の祖霊祭¹²⁾と捉えられている。この神饌供献が予祝の意味合いを持つのか、周末儀礼としてあるのかで全く意見が分かれている¹³⁾。成立時期についても、氏族制度下から、令制以後まで諸説ある。神今食の成立を令制以降とする見解に対しては、神今食と一体の祭儀である御體御下が令制以前から行われていたことが史料から確認され、神祇令や「延喜式」に記載がないのは新嘗祭のような国家祭祀ではなく天皇の内々の祖霊祭祀であったためだとする二点を根拠とした反論がある¹⁴⁾。神今食という名称はともかく、令制以前から天皇の祖霊への神饌供献は行われていたと見て問題なからう。次に、月次祭が神今食を組み込んだ形で六月・十二月の年二回実施されるに至る経緯を簡単に見ておかなければならないだろう。

月次祭は、①一日早朝の御饌供進儀―忌火で調理した御飯を天皇が食す神今食に向けた斎戒―、②一―八日の御贖祭―御巫の持つ贖物に天皇が口氣を放入する邪氣払い―、③一―九日の御體御卜儀―玉体の平安に関わる卜占―と十日の結果奏上、④十一日の月次祭―神社への班幣―、⑤神今食―天皇の祖霊への米飯神饌供進―、⑥十二日の大殿祭―天皇還幸前の中臣・忌部による天皇御在所の祝福―から成る十二日間を要する複合祭祀である¹⁷⁾。諸氏の指摘するように、神饌供進と班幣とは性格が異なっており、元来別箇であったと見られる祭儀が混在していることがわかる。神饌供進を本義とする天皇の祖霊祭が、祭儀としての形態を整える過程で、祈年祭に倣い班幣を加えて、儀式書に見られるような月次

祭の祭儀の次第が作られたと見るべきだろう。¹⁸⁾

月次祭の本質の捉え方は、「月次」の語義をどう解釈するかによって決まってくるが、概ね「毎月の」¹⁹⁾、「月のナメ」²⁰⁾、「月の次第」²¹⁾の三通りの説がある。「月の次第」と言うのは、祭儀の名としては如何にも不自然である。「毎月の」とする場合、月次祭を本来月毎に備えるべき幣帛を年二度に分けて奉納することと捉えられるのであるが、それでは先に見た祭儀の成り立ちから見て不適切である。毎月朔の忌火による神饌供進の義とすれば合理的となるが、毎月それが行われていた根拠はない。「月のナメ」を採る説の場合は、本義を新嘗祭の予祝とするのが一般的だが、十一月の新嘗祭に対して年二度の予祝は不合理だとの批判がある。だが、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も俄には捨て難い。この点は、最後にふれることにしたい。

ここまで海神宮訪問神話と神今食の研究史を見てきた。それを踏まえて両者の関係をどう捉えるべきかを検討してみることにする。次田・岡田両氏の指摘する根拠は、当該の神話と祭儀の間に存する以下の三点の対応に集約することができる。

- I. 水を吐く儀礼が関わる点
- II. 鯨が饌に加えられていない点
- III. 安曇氏が関与している点

三

先ず、海神宮訪問神話の側から、神今食との関わりを見てみた

い。Iホハリノミコトが水と玉を吐く行為が呪的な意味を持つことは、諸注一致して認めるところであるが、その意図は雨呪²⁴、鎮魂²⁵など様々に解釈されている。当該神話に雨乞いの要素が加えられる必然性は窺われないし、魂留めと考えた場合は呪術の対象であるトヨタマビメに直接行うのではなく、その従者に対する行為である点に疑問を残す。それでは、天孫の「吐水儀礼」と捉え得るかということになると、どうもそうではないように思われる。

『古事記』の場合、ウケヒ神話での姉弟の所作は、天上界でアマテラス自身と天孫には属さない弟のスサノヲが互いに行っているのに対して、ホハリの行為は地上にある海神宮で国つ神系の女に對するものであり、呪的行為が行われる場と対象とが大きく相違しているからである。問題とするホハリの行為の目的は、天上界の存在としての身分の優位性を示すことだ²⁶と考えるのが穏当だと思われる。その優位性を貴種としてのものとする説もあるが、天孫に限らず天つ神系の出自である高天原に由来するものと考えてよいだろう。従って、ホハリの行為で最も肝心なのは、水を吐く点ではなく、玉と玉器を付着させることにあると見るべきなのである。その意味で問題の所作は、ウケヒ条よりも、むしろ國譲り条でタケミカヅチが見せた十掬劔を抜いて逆に波頭に刺したて、その切っ先に跌坐した行為と同様に捉えるべきであろう。タケミカヅチは、高天原から國譲りの交渉に派遣された天つ神であり、地上に降って伊那佐の小濱で国つ神の代表格であるオホクニヌシに對してそのような呪的行為を示しているからである。

岡田の注目する楊枝宮について言えば、用途が「吐水儀礼」の

ためであるかという以前に、『江家次第』以外の儀式書には記載されておらず、『江家次第』の場合も大嘗祭の記事にあつて神今食条ではふれられてない点を看過することはできない。従つて神今食にそのような儀礼が行われた根拠とはなし得ないのである。

Ⅲの安曇氏が当該の神話・祭儀の双方に関わる点はどうであろうか。次田は、海神の女トヨタマビメの天孫ホハリに對する奉仕を、神今食に於ける安曇宿禰の職掌の起源と捉えている。『儀式』巻第一には、神今食の安曇氏の役割が次のように記されている。

膳伴造饗^レ縫、即炊^ニ御飯、安曇宿禰吹^レ火、内膳司率^ニ諸氏伴部及采女等、各供^ニ其職、料理御膳雜物、(中略)次内膳司高橋朝臣一人、(執^ニ鯉汁漬)次安曇宿禰一人、(執^ニ海藻汁漬)次膳部六人、(並執^ニ供神并供御雜物等)次酒部四人、(執^ニ御酒案)

夕膳・曉膳の準備の段階での炊飯の補助と、神饌供進の場での海藻汁漬の献饌が安曇宿禰の職掌である。天皇が主体となつて、神饌を皇祖神アマテラスに奉る祭儀で、安曇氏は補助的役割を演じているに過ぎない。安曇氏の祖である海神或はその女トヨタマビメが「主」として「賓」にあたる天孫ホハリを饗応している海神宮訪問神話とは、対応関係にずれがあると言わなければならぬ。記・紀の六種の所伝の何れも、神今食に言及してはいないことと併せて考慮すべきであろう。

四

神今食の祭儀には、海神宮訪問神話の反映が認められるだろう

か。Ⅲの安曇氏奉仕から考えよう。安曇氏は海神の裔を称しており、『日本書紀』にはその内膳奉仕の起源を示すとされる「則遣阿曇連大濱宿禰、平其誦嘯。因爲海人之宰。」（應神三年十一月）という記事がある。はじめは海人之宰として海産物の貢納を通して王権に服属し、二次的に内膳奉仕に携わるようになったと考えられている。Ⅲの安曇氏の神今食奉仕は、前節で見たように内膳司としての職掌に由来するものと見られる。天皇の即位儀礼の一環として大嘗祭が創始、定着するのは天武・持統朝と考えられているが、天武十三年十二月の賜姓で安曇連には宿禰の姓が与えられている。『儀式』巻第三の踐祚大嘗祭の条には、以下に示すように安曇氏について前節に引いた神今食の場合と類似した記事がある。

伴造鑽火、授安曇宿禰吹火、伴造炊御飯、内膳司率諸氏
伴造各供其職、料理御膳、宮内省官人左右分、率大膳
職・造酒司、各陳其所備供神物、高橋朝臣一人、安曇宿禰
一人各擊多賀須伎、其膳部亦依次而立、並入大嘗宮

安曇氏は、大嘗祭に奉仕した実績によって、神今食をはじめとする月次祭の祭儀にも職掌を得たと見るべきであって、天皇の祖靈祭としての米飯供献儀礼の段階から、神今食に関与したとは考え難い。

では、Ⅱの鯛が饌に含まれない点はどうであろうか。確かに『延喜式』巻三十九内膳司条には神今食の御饌として供される魚介類は、以下のように記されている。

東鯨七斤五兩。薄鯨六斤十兩。堅魚五斤。干鯛六隻。干鱈卅

隻。鮪。鯨。煮鹽年魚。醬鮓各二升。甘鹽鯛四隻。海松。海藻各六斤十兩。

鯛・鯨・堅魚・鱈・年魚・鮓・海藻を加工・調理したものに限られ、確かに鯛は加えられてはいないが、それは他の儀礼についても同様である。『延喜式』巻二十四「主計式上」に記された、各国から献納される中男作物にも鯛は全く見られないのは、鯛が加工・保存に不向きであるためだと考えられる。祭儀の神饌に選ばれなかったのは、それに加えて素材としての価値の低さにも起因しているよう。

問題の『日本書紀』の口女の所伝について言えば、職掌の起源などではなく、「赤女」とは違い、「口女」の口から鉤が出たとする言語遊戯的な動機から作られたものと見做すべきであろう。神代紀第十段一書第二の後日談自体は、安曇氏による加筆と考えてよいだろう。だがそれは、海産物を貢納する立場からのものであって、神今食の職掌に直接関わるものではないだろう。

五

ここまで、安曇氏の間わる海神宮訪問神話と神今食との間に相互の影響関係が認められないことを確認してきた。最後に、神今食が月次祭に組み込まれた経緯についてふれておきたい。

月次祭は、①御饌供進儀／②御贖祭／③御體御卜儀・結果奏上／④月次祭班幣／⑤神今食／⑥大殿祭の六要素から成り立っており、他と大きく性格が異なる④月次祭班幣は、祈年祭などに倣って後から組み込まれたと目される点を確認した。祭儀の中心は、

③御體御卜儀・結果奏上と⑤神今食と考えられるが、その何れにも卜部が深く関与している点が注目される。③御體御卜儀で玉体の安否を知るための卜占は、卜部本来の職掌である。『儀式』『西宮記』には卜部・宮主の月次祭への参画が随所に示されており、直接卜部について記さない『北山抄』『江家次第』からも、③御體御卜儀以外の場面でも「卜合」「卜食」などが繰り返し実施されたことがわかる。また、①御饌供進儀での齋戒のための炊飯は勿論のこと、⑤神今食で天皇とアマテラスに供される御饌の調理にも用いられる忌火の扱ひも、卜部の職掌とは密接な関係にあることが知られている。忌火とは、特別の作法で熾された祭儀に用いる神聖な火であり、龜卜には不可欠なものだからである。⁽²⁹⁾

月次祭の記事の六國史での初出は、『續日本紀』大寶二年（七〇二）である。月次祭を構成する祭儀に関しても、⑤神今食が同延暦九年（七九〇）、③御體御卜は『日本三代實錄』天安二年（八五八）である。正史には見られないが、②御贖祭は『年中行事秘抄』、⑥大殿祭は『古語拾遺』にそれぞれ弘仁五年（八一四）、寶龜年間（七七〇～七八一）の実施が記載されている。なお、祈年祭については『續日本紀』慶雲二年（七〇六）が初出である。これらの史料から、月次祭の成立は、概ね八世紀から九世紀にかけての時期と考えられる。それは、卜部が中臣・藤原氏の同族として神祇官としての地位を築いた時期とも重なっている。この時期、卜部の職掌として創始された祭儀に鎮火祭がある。龜卜で祭儀に与ることが定着して以降、二次的に得た職掌と見られるが、卜部が律令制度下の祭儀の整備に携わっている点が注目される。その

ような時代背景の下で、月次祭の次第も卜部の主導で作られたことが推定される。核とされた天皇の祖霊祭としての神饌供獻に神今食の呼称が与えられたのも、その過程のことだったのでないかと思われる。『本朝月令』所引『高橋氏文』には、靈龜二年（七一六）十二月には神今食が行われていたことが書かれている。この記事については、史料批判により延暦年間（七八二～八〇五）に作られた点の指摘⁽³⁰⁾がある。神今食については、『新撰龜相記』の本文末尾に次のような注目すべき記事がある。

御卜大同以往卜神今食曰在前奏進謂此日問之卜而弘仁年中永
定十一日班幣并供神今食仍今不卜
（八四四～八四六行）

神今食が十一日に固定されたため、大同年間（八〇六～八一〇）以来行われていた日取りを決める卜占が行われなくなったことが記されている。この記事は、天長七年（八三〇）の成立時にはなかった部分と見られる。しかしながら、『新撰龜相記』は秘儀に関わる内容を多く含んでいて、同族内部に限って書写・閲覧された文献と考えられ、加筆された内容は龜卜をはじめとする卜部氏の職掌についての具体的な事柄であることから、一定の信頼を置き得るものと考えられる⁽³¹⁾。当該記事の前には、御體御卜について、大同期の実情と、延暦期の龜卜の規模縮小の記述がある。従って、神今食を含んだ月次祭の期日・次第が固まったのは弘仁年間（八一〇～八二三）である可能性が高いと見るべきだろう。神今食という名称が、宣長の言うように「今磨」を意味するのであるとしたら、そこには使われる米が当年の神米ではないという新嘗祭との違いが念頭に置かれていることになる。もしそう考えられるな

ら、月次祭という祭儀の名は、既に定着していた新嘗祭を意識してつけられたものではなかっただろうか。

神話と祭儀とは、それぞれが随時様々な要請を受けて形を変えながら、相互補完的に律令制度を支えあうものである。祭儀から神話へといった、嘗て盛んだった両者の静止的な捉え方に基づく論を脱却するには、先入観を排した史料の編年が必要である。そこには、分野を越えた横断的な研究が不可欠であることは間違いないだろう。紙幅の都合で、詳細には論証し得なかった部分、更には大嘗祭との関係や「月次祭祝詞」の成立などふれ残した問題も多々あるが、他日を期したい。

- 註(1) 次田真幸「海宮遊行神話の構成と安曇連」『日本神話の構成』(明治書院 昭48)三四九―三五〇頁
- (2) 渡辺直彦校注『江家次第』(神道大系朝儀祭祀編 神道大系編纂会 平3)の校訂では「櫓」の右に「槽イ」と記す。
- (3) 岡田精司「大王と井泉の祭儀」『古代祭祀の史的研究』(塙書房 平4)三八〇―三八七頁
- (4) 次田真幸『古事記』上(講談社学術文庫 昭52)九九頁
- (5) 松本直樹『古事記神話論』(新典社 平15)第II部第四章「トヨタマビメとスセリビメ―異界王の女」三一九頁
- (6) 本居宣長『玉勝間』(本居宣長全集第一巻 筑摩書房 昭43)一九八―一九九頁
- (7) 『類聚名義抄』観智院本・僧上一〇四
- (8) 折口信夫「危急を告ぐる諷歌」(折口信夫全集二十八巻 中公文庫 昭51)四三七頁
- (9) 註(6)前掲書
- (10) 註(8)前掲書

- (11) 小松馨「神宮祭祀と天皇祭祀―神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造―」(『國學院雜誌』第九十一巻第七号 平2)
- (12) 註(3)前掲書、森田悌「祈年・月次・新嘗祭の考察」(『解体期律令政治社会史の研究』国書刊行会 昭57)など。なお、註(11)前掲論文、熊田亮介「伊勢神宮の月次祭と祭祀体系」(『文化』第四十六巻第三・四号 昭57)などは、伊勢内宮月次祭の影響を指摘する。
- (13) 前者に註(3)前掲書、後者に倉林正次「天皇の祭り」と民の祭り―大嘗祭新論―(第一法規出版 昭58)がある。
- (14) 早川庄八「日本古代官僚制の研究」(岩波書店 昭61)第一部第一章「律令制と天皇」、井上亘「日本古代の天皇と祭儀」(吉川弘文館 平15)後篇第二章「神祇祭祀と律令国家」。
- (15) その時期を、落合偉洲「新嘗祭と粟」(『神道及び神道史』第二十五号 昭50)は天平勝宝九年(七五七)以降、黒崎輝人「月次祭試論―神今食の成立について―」(『日本思想史研究』第十号 昭53)は延暦年間(七二八―八〇六)とする。
- (16) 註(11)前掲論文
- (17) 註(11)前掲論文
- (18) 岡田莊司「大嘗の祭り」(学生社 平2)
- (19) 賀茂眞淵「祝詞考」(賀茂眞淵全集第七巻 続群書類従完成会 昭57)、柳田國男『祭日考』(柳田國男全集14 ちくま文庫 平2)。
- (20) 西山徳「祈年祭の研究」(『神社と祭祀―上代神道史の研究―』至文堂 昭40)
- (21) 註(12)森田前掲書
- (22) 註(14)井上前掲書
- (23) 青木和夫他『古事記』(日本思想大系 岩波書店 昭57)三六〇頁
- (24) 註(4)前掲書
- (25) 註(3)前掲書は、松前健の大嘗祭における手水を雨呪と捉える説(『大嘗祭と記紀神話』『古代伝承と宮廷祭祀』塙書房 昭49)を受けて、当該神話後半で「海神の教示によって水田の水を左右して見

神火照を苦しめ、服従させる話がある。このことも、大王の司祭者としての農業用水支配とのかかわりを思わせるものである。三八六頁としている。

(26) 本居宣長『古事記傳』十七之卷(本居宣長全集第十卷 筑摩書房 昭43 二四九頁)に「凡人に非ることを、知しめむための御所為なるべし」とある。

(27) 西宮一民『古事記』(新潮日本古典集成 新潮社 昭54)

(28) 倉野憲司『古事記全註釈』第四巻に「唾液の呪力によつて玉を器にくつつけるのである。」(三省堂 昭52 二四八頁)とある。

(29) 拙著『新撰龜相記の基礎的研究—古事記に依拠した最古の亀卜書—』(日本エディタースクール出版部 平17) II 研究の部第二編第二章「鎮火祭の起源」参照。

(30) 註(15)黒崎前掲論文

(31) 註(29)前掲書II 研究の部第一編第三章「成立と本文の変遷」参照。なお、倉林正次は「二十二社註式『公事根源』の記事を検討して、神今食が月次祭に定着するのを弘仁年間と考えている(註(13)前掲書一二五—一二六頁)。

新刊紹介

松本直樹著

『出雲国風土記注釈』

本書は「注釈篇」「研究篇」「付録」から成る。「注釈篇」では出雲国風土記全体への詳細な注の他、「考察」が随所に付されており、著者による新見がふんだんに盛り込まれている。「研究篇」には既発表の関連論文を収録。個々の注釈と相俟つて、著者の出雲論全体が見渡せる構成となっている。「付録」には地図や地名遺称地、また動植物一覧などに加え、「出雲国造神賀詞注釈」が含まれる。「付録」に配置されているものではあるが、本篇と同じく本格的な注釈である。

古事記神話の第一人者による本注釈書は、これからの出雲国風土記研究の基礎と

なることは間違いない。我々後進にとつては、この高く厚い壁をどう越えていくかという難題を課されたことにもなるのである。

(二〇〇七年十一月 新典社 A5判 六〇六頁 税込一七八五〇円) [松本弘毅]

松本真輔著

『聖徳太子伝と合戦譚』

日本で最も知られた人物の一人である聖徳太子に注目する本書は、彼の伝記の分析を通して、古代から中世における太子信仰の特質、なかでも殺生をめぐる太子像の知られざる一断面を明らかにしようとしたものである。

初めに扱われる合戦は、聖徳太子が物部守屋を滅ぼした戦いである。日本に仏法を広めた人物とされている太子が、殺生戒を

犯して物部守屋を滅ぼす場面は、一〇世紀頃成立した『聖徳太子伝暦』以後では、殺生を避ける太子像として展開をみせるという。さらに、太子伝における合戦と殺生の意味について、滅ぼされた守屋を軸にした検討もなされ、守屋の怨霊化や、地蔵化などといった守屋像の変遷もおもしろい。ほかにも蝦夷合戦や新羅侵攻等の合戦譚を通して、太子の超人的威武や、人並み外れた兵法能力、そして中世における太子の新羅侵攻の問題等について広く検討されている。

本書で明かされる、太子の一面は、逆に太子信仰が実に様々な位相を持って形成、展開していったことを物語るものである。

(二〇〇七年一〇月 勉誠出版 A5判 二八三頁 税込一〇五〇〇円) [高津希和子]